

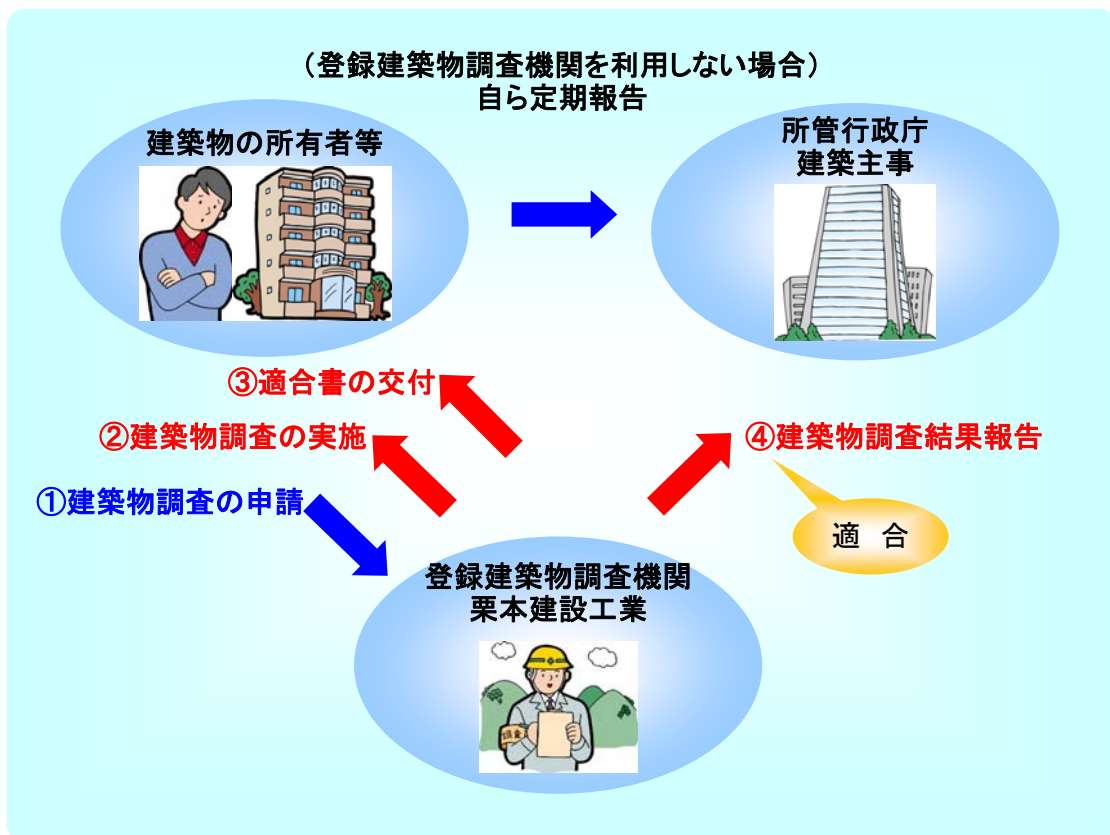
登録建築物調査業務のご案内

(省エネ法に基づく定期報告)

省エネルギー措置による定期報告とは

今回(平成21年4月1行)の改正により、建築物の所有者(管理者)は3年毎に建築物の維持保全状況を所管行政庁に報告することが義務付けられました。同時に所有者の利便性を考慮し、登録建築物調査機関に建築物調査をすることで、報告書の提出を免除されることになりました。

栗本建設工業では、登録建築物調査機関(登録番号:国土交通大臣23)として、お客様(建物所有者等)に代わって省エネ措置の維持保全状況を調査する定期報告業務を行っています。



■ 1. 業務案内

省エネルギー措置の維持保全状況の調査・報告を行う登録建築物調査機関として必要な有資格の調査員が実際に建物の調査を行い、報告書を作成します。

調査の結果、省エネ措置の維持状況が基準に適合していると認めた場合には、お客様へ「適合書」を交付し、お客様に代わって所管行政庁へ定期報告を行います。

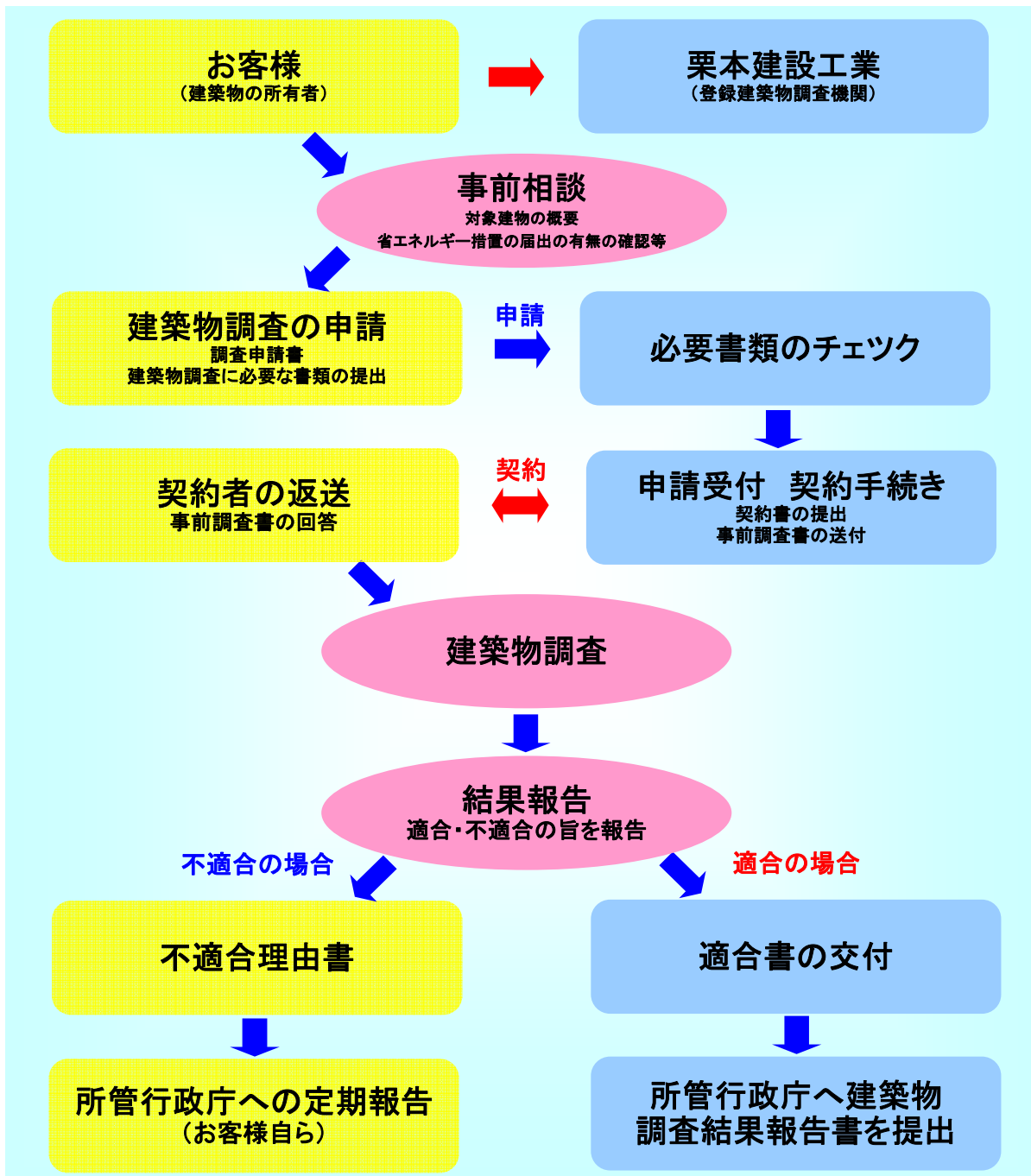
■ 2. 定期報告の対象建物と報告時期

住宅以外 ・延床面積2,000㎡以上でH15年4月以降に省エネ措置の届出をした建物
・延床面積300㎡以上2,000㎡未満でH22年4月以降に省エネ措置の届出をした建物

住宅 ・延床面積2,000㎡以上でH18年4月以降に省エネ措置の届出をした建物

報告の時期 ・省エネに関する届出を出した年度の末日より、3年以内ごとに必要となります。

■ 3. 手続きの流れ



調査料金表

(調査料金)

調査業務料金は手数料と出張費の合計といたします。

手数料の額は、次表に掲げるとおりです。

申請建築物の延べ面積	基本料金
2,000㎡未満	118,000円
2,000㎡以上 10,000㎡未満	148,000円
10,000㎡以上	198,000円

出張費は所在地からの距離により次表に掲げるとおりです。

地域区分	距離	出張費(円/人)	
		日当	交通費
A	50kmまでに含まれる区域	0	0
B	50km～100kmまでに含まれる区域	5,000円	実費相当
C	100km以遠の区域	10,000円	実費相当

尚、取引量等により、料金は割引できるものといたします。

(調査料金の加算)

業務を遂行するにあたり、特別の調査費用又は追加出張費等が生じた場合は申請者の負担となります。

(再交付手数料)

栗本建設工業株式会社が適合書を再交付する場合の手数料は、1通につき10,000円となります。

栗本建設工業株式会社

大阪本社 〒541-0048 大阪市中央区瓦町2-4-7
営業課 TEL 06-6228-0017 FAX 06-6228-0207
リニューアル課 TEL 06-6228-0036 FAX 06-6228-0287

東京支店 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-12-3 井門九段北ビル
TEL 03-3556-1921 FAX 03-3556-8455

名古屋支店 〒451-0035 名古屋市西区浅間1-1-20 第2クラウチビル
TEL 052-522-2551 FAX 052-522-2092

神戸支店 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2-2-16 三宮南ビル
TEL 078-252-3103 FAX 078-252-3108

URL <http://www.kurimoto-ci.co.jp>